

平成27年口永良部島（新岳）噴火による被害に係る 電気の災害特別措置の認可について

（趣旨）

平成27年5月29日の口永良部島（新岳）噴火による被害により、災害救助法が適用された鹿児島県熊毛郡屋久島町において、被災した電気の需要家に対する特別措置の認可の延長について経済産業大臣から意見の求めがあったところ、当該認可に異論なき旨回答すべく委員会として御確認いただく。

主なポイント

平成27年5月29日の口永良部島（新岳）噴火により、被災した鹿児島県熊毛郡屋久島町に対する災害救助法の適用が決定されたことを受け、同町において被災した電気の需要家に対する災害特別措置として、料金の支払期限の延長や不使用月の料金免除などを引き続き実施するため、11月27日、九州電力から経済産業大臣に認可申請があった。

当該認可申請を受け、本日、経済産業大臣から委員長に対し意見の求めがあったことから、委員会として当該認可を行うことに異論がない旨を回答することとしたい。